よりん彩活動支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和３２年鳥取県規則第２２号。以下「規則」という。）第４条の規定に基づき、よりん彩活動支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第２条　本補助金は、男女共同参画社会の実現に向け、鳥取県内で活動する団体、グループ、若者グループ等（以下「団体等」という）が、自ら企画し開催する普及啓発事業（公開講座、研修支援講座、若者企画講座及び、家事・育児参画講座）、環境支援事業及び調査研究事業に対して県が支援、補助することにより、男女共同参画に関する県民への普及啓発を促進することを目的として交付する。

（補助金の交付）

第３条　県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第１欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第２欄に掲げる団体等に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

２　本補助金の額は、補助事業に要する別表の第４欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額(仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第３欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。（限度額は同表の第３欄に掲げる額とする。）

３　鳥取県産業振興条例（平成２３年１２月鳥取県条例第６８号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

（交付申請の時期等）

第４条　本補助金の交付申請は、補助事業を着手する３０日前までに行わなければならない。

２　規則第５条の申請書に添付すべき同条第１号から第３号に掲げる書類は、それぞれ様式第１号から様式第３号によるものとする。

３　本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が５パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第２条第７項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第２項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（対象事業の調査）

第５条　知事は、前条の交付申請を受け、必要と認めるときは申請内容等について申請者から聴取等の調査を行うことができる。

（交付決定の時期等）
第６条　本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から起算して２０日以内に行うものとする。
２　本補助金の交付決定通知は、様式第４号によるものとする。
３　知事は、第４条第３項の規定による申請を受けたときは、第３条第２項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）
第７条　規則第１２条第１項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。
（１）本補助金の増額を伴う変更
（２）補助事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更
２　第６条第１項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）
第８条　規則第１７条第１項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。
（１）規則第１７条第１項第１号又は第２号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から３０日を経過する日
（２）規則第１７条第１項第３号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の４月２０日
２　規則第１７条第１項の報告書に添付すべき同条第２項第１号及び第２号に掲げる書類は、それぞれ様式第５号及び様式第６号によるものとする。
３　本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
４　補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第７号により速やかに知事に報告し、返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（雑則）
第９条　規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、男女協働未来創造本部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成２６年８月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成２８年１１月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

この要綱は、令和８年４月２日から施行する。

別表（第３条関係）

<table>
<tr><th rowspan="4">普及啓発事業</th><th colspan="2">１　補助事業</th><th>２　事業実施主体</th><th>３　補助率及び限度額</th><th>４　補助対象経費</th></tr>
<tr><td>公開講座</td><td>男女共同参画を促進するため、団体等が自ら企画し、一般公開する事業で、概ね30名以上の参加者が見込まれること。</td><td rowspan="2">○3人以上で組織する団体またはグループであること。
○団体事務局又は活動のための拠点が鳥取県内に所在すること。
○事業実施体制が整っていること。
○政治活動・宗教活動、または営利を目的とした活動でないこと。
○同一事業で他機関等の補助・助成または委託を受けていないこと。
○暴力団でないこと、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。
※ただし、同一団体等による本事業の実施は、同一年度に1回限りとする。</td><td>補助率10／10
限度額10万円</td><td rowspan="3">○補助事業を実施するために必要と県が認める経費
・講師謝金
・講師旅費
・会場借上料
・託児費（下記の環境支援事業に準ずる）
・印刷費
・通信運搬費　等

○団体等の運営に係る経常的な経費、人件費、団体等構成員に対する個人給付的な経費、食糧費（事業実施に必要不可欠なものは除く）等、交付対象として不適当と認められる経費は対象としない。

○公開講座にあっては、会場借上料への補助金の充当額は補助金額の２分の1以内とする。</td></tr>
<tr><td>研修支援講座</td><td>男女共同参画を促進するため、団体等が自ら企画し、内部の研修会として実施する事業で、概ね10名程度の参加者が見込まれること。（ただし、一般公開することは差し支えない。）</td><td>補助率10／10
限度額2万5千円</td></tr>
<tr><td>若者企画講座</td><td>男女共同参画を学習する目的で、若者が自ら企画し、一般公開する事業で、概ね10名程度の参加者が見込まれること。</td><td>○県内の大学、短期大学、高等専門学校、及び専修学校、各種学校の学生・生徒、及び地域で活動する若者等、3人以上からなるグループ（若者グループ）
○事業実施体制が整っていること。
○政治活動・宗教活動、または営利を目的とした活動でないこと。
○同一事業で他機関等の補助・助成または委託を受けていないこと。
○暴力団でないこと、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。
※ただし、同一団体等による本事業の実施は、同一年度に1回限りとする。</td><td>補助率10／10
限度額5万円</td></tr>
</table>

	1　補助事業		2　事業実施主体	3　補助率及び限度額	4　補助対象経費
普及啓発事業	家事・育児参画講座	男性の家事・育児参画の促進に関する学びを団体等が自ら企画し、自治会、事業所、PTA 等の行う研修会や有志による学習会として実施する事業で、概ね10名程度の参加者が見込まれること。（ただし、一般公開することは差し支えない。）	○3人以上で組織する団体またはグループであること。 ○団体事務局又は活動のための拠点が鳥取県内に所在すること。 ○事業実施体制が整っていること。 ○政治活動・宗教活動、または営利を目的とした活動でないこと。 ○同一事業で他機関等の補助・助成または委託を受けていないこと。 ○暴力団でないこと、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。 ※ただし、同一団体等による本事業の実施は、同一年度に1回限りとする。	補助率10／10 限度額2万5千円	○補助事業を実施するために必要と県が認める経費 ・講師謝金 ・講師旅費 ・会場借上料 ・託児費（下記の環境支援事業に準ずる） ・印刷費 ・通信運搬費　等 ○団体等の運営に係る経常的な経費、人件費、団体等構成員に対する個人給付的な経費、食糧費（事業実施に必要不可欠なものは除く）等、交付対象として不適当と認められる経費は対象としない。
環境支援事業	上記の普及啓発事業（以下「普及啓発事業」という。）又は普及啓発事業の要件に適合する事業の実施に伴う託児サービスの提供であること。なお、幼児と託児スタッフの配置割合が概ね次のとおりであること （3歳未満児）1 ： 1 （3歳以上児）3 ： 1		○普及啓発事業の事業実施主体の要件に適合すること	補助率 1／2 限度額2万5千円	○補助事業を実施するために必要と県が認める託児費 ・託児スタッフの人件費（1時間当たり1，500円が上限） ・旅費 ・託児室借上料等 ※なお、普及啓発事業と併用する場合は、普及啓発事業の限度額を超えた上記託児費に相当する経費を補助対象経費とみなすものとする。

	1　補助事業	2　事業実施主体	3　補助率及び限度額	4　補助対象経費
調査研究等事業	男女共同参画に関する調査研究で、その成果を県民に還元できる内容であること。	○上記の普及啓発事業の事業実施主体の要件に適合すること。 ※ただし、同一団体等による本事業の実施は、同一年度に1回限りとする。	補助率10／10 限度額15万円	○調査研究事業実施のために必要であると、県が認める経費 ・旅費 ・通信運搬費 ・消耗品費 ・印刷製本費 ・人件費　　等 ○団体等の運営に係る経常的な経費等、交付対象として不適当と認められる経費は対象としない。